

令和3年度版の改訂について(案)

高学年用

**万引き(お店の商品を盗むこと)は犯罪です。**

見つかってから品物を返したり、お金を払ったりしても、万引きであることに変わりはなく、絶対にしてはいけないことです。万引きをした場合、お店の人は警察に通報して来てもらい、万引きをした人が警察で取り調べを受けることになります。

書店でコミック3さつ(1,170円)を万引きした女の子は警察につかまり、今までに万引きした本のお金、お借りつけた雑誌の返金のお金など、全部で7万2,480円を払うことになったよ。

**考えてみよう ①**

○か×で答えよう。

- 万引きは1回までならゆるしてもらえる
- 万引きは見つかってもお金を払えばよい
- 友達が万引きしようとしていたら止める
- 友達が盗んだものを自分がもらう
- 友達の家にあるものをないしょで持ち帰る

万引きをした人が  
↓  
万引きをした人は

女の子は  
↓  
人は

友達  
↓  
ほかの友達

**考えてみよう ② 万引きにさそわれたら・・・**

ある日の下校中、Cはいつものように仲良しのAとBと一緒に帰っていた。Bはお店の前で立ち止まった。「あそこに並んでいるチョコレート、とてもおいしいよ。店の人が見えないところに置いてあるよ。」すると、Aが、「あのチョコレート、おいしいよね。たくさんあるから、ばれないし、Cとってきてよ。」と言った。Cは、やらないと仲間はずれにされてしまうと思ひ、立ち止まった。

①もしCが万引きをしたら、まわりの人はどう思うでしょうか。あてはまるものすべてに☑チェックをつけてみましょう。

お店の人      家族      友達      ?      そのほか、あなたの大切な人

困る    悲しい    つらい    嫌だ    その他( )

**やってみよう**      自分の考えをグループ内で紹介しましょう。

②友達に「とってきてよ」と言われたCは、どう言えばよいでしょうか。

もしCが万引きをしてしまうと、AやBも万引きをしたのと同じことになるんだよ。

「万引きは犯罪だからだめだよ。」「万引きなんてやめようよ。」「万引きなんてできないよ。」など、犯罪をしない、させない、みのがさない強い心で断ることが大切だよ。それでも断れないときは、「ちょっと帰って」と言って、家族や先生に相談してね。

**万引きだけでなく、このようなことしてもはいけません**

①友達の傘を勝手に持って行って、ずっと使っている。      ②公園や道で拾ったお金で買い物をする。      (盗み物)      (盗み物)

# 万引き防止啓発リーフレットについて

## 令和3年度版の改訂について(案)

中学生用

**万引きは「窃盗罪」という犯罪です**

万引きは、お店で売っている商品を、店員のすきを覚えて盗むこと。お金を払わずに、お店から持ち出すことは、窃盗という、れっきとした犯罪です。法律できびしく罰せられる犯罪です。(刑法：10年以下の懲役または50万円以下の罰金)  
万引きがあった場合、お店の人は警察に通報することになっています。

**万引きするとどうなるのでしょうか?**

書店で、コミック3冊(1,170円)を万引きし、警察に捕まると女の人(1)がいました。この時、コミック3冊の代金のほかにも書店が損害賠償を求めたのは次の(2)の金額です。被害者と加害者の間にチェックをつけましょう)

① 今までに女の人(1)に支払ったすべての本代  
② 女の人(1)を捕まえるために使った人まわした費用  
③ ①②の合計に、万引き防止のための費用  
④ 書店員が警察官に事件の説明をする間、販売ができなかった商品(2)の代金  
もし販売できていた場合のお店のもうけ (答えは最後のページにあります。)

**「万引きが見つからなかったら…」**

万引きをしたことのある少年を対象にした調査では、「見つからなかったから」などの理由で万引きをくり返し、その結果、ルールを守ろうとする意識が低下し、万引きの常習化につながることも、もっと悪い犯罪をしてしまうことになるとわかっています。見つからなければ大丈夫ではありません。万引きは、くり返していくうちに必ず見つかり、捕まります。

**考えてみよう①**

100円のコミックが万引きされました。  
本屋は100円で仕入れたとすると、同じコミックを同額売れば損失を0円にすることができますでしょうか?  
(答えは最後のページにあります。)

私は父親の代から書店を継ぎしていました。しかし、万引き被害が増え続け、経営が成り立たなくなったので閉店することになりました。本当に悔しいです…  
何度も万引きをされて、生活ができなくなり、閉店しなければならなくなった人っているんだ。万引きはお店の方々の人生をおびやかすものなんだよ。

**女の人  
↓  
人**

**女の人  
↓  
その人**

**本屋  
↓  
書店**

**なりました。  
↓  
なった。**

「これくらいなら大丈夫…」 「遊びのつもりで…」  
**絶対ダメ!!**  
ここに**心にブレーキをかけよう**  
万引き防止の合言葉を覚えておこう  
**万引きをしない させない みのがさない**  
「万引きをしよう」と誘われた。どうしたらいい?  
「万引きしている友達がいるんだけど…」  
「以前、万引きしたことがあるけど、今は気になって…」  
周りに相談できる人がいないときや相談しづらいときは、一人で悩まず、電話してください。名前を言わなくても相談できます。

**相談先一覧**

- ヤング・テレホンコーナー(青少年相談室)  
☎03-3580-4970 24時間  
東京都の皆さんの相談、二重県や学校等の関係者の方々からも受け付けています。
- 東京都児童相談センターよいに電話相談  
☎03-3366-4152 9:00～21:00(土・日・祝日は17:00まで)  
18歳未満の子供に関する様々な相談を受けています。子供でも大人でも、誰でも相談できます。
- 東京都教育相談センター電話相談  
☎0120-53-8288 24時間 365日受付  
相談から高校卒業まで必要な子育てに関する電話相談を行います。

このリーフレットに関するお問い合わせは、東京都教育相談センターまで。お問合せ先 東京都教育委員会 教育安全課 03-620-3747

●万引きするとどうなるのでしょうか? 万引きすると、①～④の金額を請求され、①～④の合計で万2,460円を請求することになります。  
●考えてみよう①の答えは、100円です。万引きした商品が100円の商品だとすると、100円×90円×3冊=2,460円(100円×90円×3冊)の損失が生じます。万引きは、被害者だけでなく、自分自身にも大きな被害をもたらす行為です。